

鳥取県中部地震被災者生活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県中部を震源とする地震（以下「鳥取県中部地震」という。）により被災した者が、被災地から避難して島根県に居住した場合に、当面の生活費として、鳥取県中部地震被災者生活支援金（以下「支援金」という。）を交付することで、その者の生活再建に資する。なお、交付にあたっては、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の対象者は、鳥取県中部地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から避難した島根県内に居住する者とする。

(交付要件)

第3条 支援金の交付要件は以下のとおりとする。

- (1) 本人の申請により、鳥取県中部地震により被災したことが認められ、支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間、県内の賃貸借住宅その他知事が特に認める住宅（以下「住宅等」という。）に居住する見込みのある者とする。
- (2) 体育館その他の避難所、親類知人宅、ホームステイ等により一時的に避難している者は、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。

(交付の額及び回数)

第4条 交付の額及び回数は以下のとおりとする。

- (1) 交付額は一世帯当たり30万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は、15万円とする。
- (2) 交付は、一世帯当たり1回に限り行うものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定等)

第6条 知事は前条の規定による申請が適当と認めたときは、交付決定通知書・交付金額確定通知書（様式第2号）により申請者に交付の決定及び額の確定を通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定には、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 知事は前条の規定による申請が不相当と認めるときは、却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 知事は、前条の規定による交付の決定及び額の確定をした場合には、速やかに支援金を交付するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。